

平成 18 年 12 月 11 日決定（保福高発第 77 号）

平成 24 年 3 月 27 日決定（福高発第 12109 号）

平成 28 年 5 月 13 日決定（28 福介発第 10301 号）

地域密着型サービス事業所の区域外指定等に関する方針

1 区域外事業所の指定に関する基本的な考え方

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下、「法」という。）第 78 条の 2 第 4 項第 4 号において、地域密着型サービス事業所が当該市町村の区域の外にある場合（みなし指定を除く。以下、「区域外事業所」という。）であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないときは指定をしてはならないとされている。

大田区では、区域外事業所に関して同意を求めるか、また、他自治体からの求めに同意するかについての基本的な考え方として、相互利用を原則とする。

2 同意を求めるサービス、同意を求めないサービス等

サービスの種類	大田区民が他自治体の事業所を利用する場合	他自治体住民が大田区の事業所を利用する場合
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○
夜間対応型訪問介護	○	○
認知症対応型通所介護	○	○
介護予防認知症対応型通所介護	○	○
地域密着型通所介護	○	○
小規模多機能型居宅介護	×	×
介護予防小規模多機能型居宅介護	×	×
認知症対応型共同生活介護	×	×
介護予防認知症対応型共同生活介護	×	×
地域密着型特定施設入居者生活介護	×	×
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	×	×
複合型サービス	×	×

注(1) 上表の○印については、利用者及び事業所から区域外事業所の指定について申し出があった場合は、隣接区と相互利用の場合に限って同意を求め、また、隣接区からの求めに同意する。

上表の×印については、利用者及び事業所から区域外事業所の指定について申し出があった場合でも、同意を求めず、また、他自治体（隣接区を含む）からの求めに同意しない。

注(2) 隣接区の範囲は、品川区、目黒区、世田谷区、渋谷区とする。

3 例外的取扱い

以下の場合、前記2の規定に係らず、その居住実態を確認し、他自治体（隣接区を含む）と事前協議のうえ、指定すべきと認められる場合に限って同意を求め、また、他自治体（隣接区を含む）からの求めに同意する。

(1) 家庭的暴力や親族による呼寄せ等のやむを得ない理由により、住民登録のない他自治体に居住し続けている利用者及び事業所から区域外事業所の指定について申し出があった場合

4 留意事項

平成27年4月の制度改正に伴い、法第13条に定める住所地特例施設に居住する住所地特例対象者（サービス付き高齢者向け住宅の居住者は平成27年4月以降の入居に限る）が居住する区市町村の指定を受けた地域密着型サービス事業所（地域密着型通所介護、定期巡回型・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護）を利用する場合には、施設所在地の区市町村による同意及び転居前の区市町村（保険者市町村）による事業所に対する指定は要しない。

5 大田区地域密着型サービス運営協議会

区域外事業所の指定・同意にあたっては、事前に大田区地域密着型サービス運営協議会（以下、「運営協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、本方針に基づいて処理した結果を、直近の運営協議会に報告しなければならない。

付則 この方針は、平成24年4月1日から施行する。

この方針は、決定の日から施行する。